

尾花沢市総合教育会議

◆尾花沢市総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、すべての地方公共団体に首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」が設置されております。

総合教育会議は、教育に関する「大綱」の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童や生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき事項について協議調整を行います。

◆令和3年度 第3回尾花沢市総合教育会議

- 1 日 時 令和4年2月14日（月）午後2時
- 2 場 所 尾花沢市役所 大会議室
- 3 出 席 者 尾花沢市長
尾花沢市教育委員会【教育委員5名（教育長を含む。）】
- 4 協議事項 ・尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針について

総合教育会議は傍聴することができます。

ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるとき、傍聴できない場合があります。

●お問い合わせ

尾花沢市教育委員会 こども教育課

TEL 0237-23-3331